

FP 相 続 新 聞 【相続貧乏にならないために】

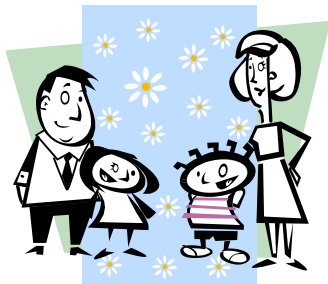
マイナンバー制度と資産課税強化の流れ

平成27年 8月号

消

えた年金問題・生活保護の不正受給防止、そして東日本大震災被災者への円滑な生活支援の機運の高まりを受けて、大した審議することなく成立したマイナンバー制度(番号法)

が、来年1月からスタートします。その前段階として、今秋10月



から全国5200万世帯全員に簡易書留を送付。その中には自分や家族の12桁のマイナンバー(個人番号)が記載された「通知カード」と、来年1月から発行される「個人番号カード」の申込書等が入っています。●個人番号カードとは、表面に写真、及び名前・住所・生年月日・性別を、裏面に個人番号が記載されたICチップ付きのプラスチック製カードで、表面は公的な身分証明書として使用できます。この個人番号カードは必ずしも必要ではありませんが、来年以降に求められる個人番号の確認にあたり、通知カードですと、本人確認(なりすまし防止)のため免許証等を同時に求められることとなりますので、写真の付いた個人番号カードを取得しておいたほうが便利といえます。有効期限は20歳以上が10年、未満は容姿の変化を考慮して5年、平成30年に健康保険証との一体化を目指しているためか費用は無料です。●個人番号の利用目的は、当面は「社会保障」「税」「災害」の分野に限定されていますが、本当の目的は国民の所得と財産を正確に把握することにありますので、先ず、所得に関しては税

務署に提出する法定調書・申告書にはすべて個人番号が必要です。財産に関する手続きはどう変わるのでしょうか? ●来年から証券取引の特定口座やNISAの新規開設時に個人番号が必要になり、既存口座については猶予期間として、平成31年1月1日以後の取引時まで確認すればよいことになりました。●銀行預金は平成30年からの適用が審議され、5月に衆議院を通過したところで年金情報流出問題が発生した為、審議はストップしたままですが、再開すれば成立する見込みです。適用が始まると、取り敢えずは告知義務を課さず、預金者の任意で個人番号の記載を始めるようにし、平成33年を目途に義務化の方向にもっていくとのことです。但し、既に平成27年税改正で銀行等に対し、個人番号によって検索できる状態で預貯金等を管理するようシステムを変更する義務が課されていますので、徐々に「お願い」という圧力が増していくものと思われます。●現状、固定資産については、各自治体が個別に情報を管理しているため、特定個人が複数地に所有する総不動産の把握は容易ではありません。そこで、個人番号をキーとして、分散している個人資産情報を容易に把握できるよう活用が検討されています。自動車登録情報も然りです。●証券会社・金融機関が、顧客への利子、配当、株式の譲渡代金の支払いをする場合には税務署へ支払調書提出義務がありますので個人番号の確認を求められます。その他、保険金の支払い、不動産使用料の支払い、不動産売買代金の支払い等々についても支払調書に個人番号が必要です。●今後の検討項目として「医療等との連携事務」を挙げっていますが、医師会の抵抗が強くと進んでいないとのこと、財産課税強化に対しても抵抗勢力があればよいのですが・・・。